

災害に備えて、
事業継続力を強化！

荒川区製造業等企業価値向上支援事業 補助金（BCP 実践設備投資補助）

中小企業者の皆様が被災時でも事業を継続していただけるよう、
荒川区では、防災・減災のための設備を導入する際の経費の一部を助成しています。

《補助対象：令和7年3月末までに設備の設置・支払が完了するもの》

※設備等を設置する約3週間前までに、事前の申請が必要です。

（公社BCP実践促進助成金による特例を利用する場合を除く）

【補助金の概要】

補助対象者（全ての条件を満たす者）

- ・ 中小企業基本法に規定する中小企業者であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種その他の業種（卸売業、サービス業、小売業を除く）を営む事業者
- ・ 荒川区内に本社（会社は登記上の本店所在地、個人事業者は主たる事業所）を有する者
- ・ 荒川区内に本社を有することとなった日から起算して、3年以上区内で継続して事業を営み、かつ、引き続き区内で事業を継続する意向のある者
- ・ 大企業が経営に実質的に参画していない者
- ・ 申告の完了した直近の事業年度分法人都民税又は前年度分個人住民税を滞納していない者
- ・ 荒川区暴力団排除条例（平成24年荒川区条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団関係者が経営に関与しない者
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業等を営む事業者でない者

補助対象設備

- ・ 公社BCP助成金交付要綱による助成対象事業として規定されている設備等で、補助対象経費（消費税含まず）が10万円以上※となるもの（裏面参照）。
- ※他の公的機関等から当該設備投資の補助を受ける場合、その補助額を差し引いた後の額を本事業での補助対象経費とします。

補助額

区分	補助割合	補助額（上限）
一般	補助対象経費（消費税含まず）の4分の1	100万円
特例	同上 3分の1	300万円

申請者が中小企業基本法第2条第5項に規定する「小規模企業者」に該当する場合は、一般申請であっても補助率が3分の1となります。

【特例の該当要件】下記のいずれかに該当する場合

- （1）経営革新計画の承認を受け、かつ、計画に沿った設備等を導入する事業者
- （2）先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、計画に沿った設備等を導入する事業者
- （3）エコアクション21の認証又はISO14000シリーズの認証を受け、かつ認証された内容に沿った設備等を導入する事業者
- （4）東京都中小企業振興公社が実施するBCP実践促進助成金の交付決定を受け、かつ、交付決定の内容に沿った設備等を導入する事業者

留意事項

- ・申請時点で設備等の設置・支払が完了している場合、補助対象外となります。（本補助金の特例を利用する場合はこの限りではありませんので、ご相談ください。）
- ・申請後に、外部専門家（中小企業診断士等）による経営アドバイスを受ける必要があります。

補助対象となる
主な設備（例示）

◎対象となるもの

主な設備（例示）

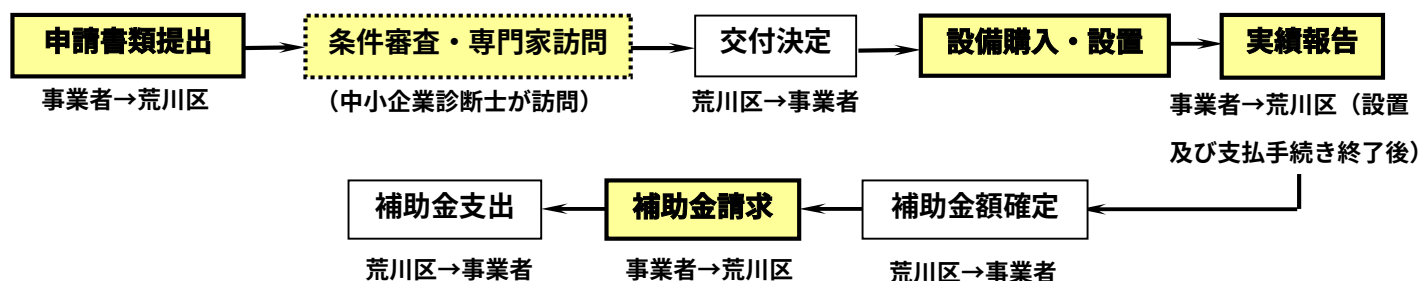
自家発電装置、蓄電池、飛散防止フィルム、転倒防止装置、従業員用の備蓄品等その他事業継続上のリスク軽減・回避等に資するもの

【参考】対象とならないもの

主な設備（例示）

5年間保存、使用できないもの（蓄電池、備蓄品等）、法律で設置が義務付けられているもの、リスク対策として適切でないもの

【申請・交付手続きの流れ】



【申請時に必要な書類】※設備等を設置する約3週間前までに、事前の申請が必要です。

- ① 専門家派遣申請書（別記第1号の1様式）
- ② 補助金交付申請書（別記第1号様式）
（注）申請等に使用する印鑑は、法人代表印（法人の場合）、個人実印（個人事業主）が必要です。
- ③ 事業計画書（別記1の1号様式）※専門家が訪問し、作成等を支援します。
- ④ 収支予算書（別記1の3号様式）※同上
- ⑤ 従業員人数のわかるもの（税務署に提出した直近の法人事業概況説明書又は賃金台帳、所得税青色申告決算書等の写し）
- ⑥ 事業開始年月のわかるもの（登記事項証明書又は開業届等の写し）
- ⑦ 設備投資等の概要と金額がわかるもの（見積書とカタログの写し）、
（注）補助対象経費が40万円以上となる場合は、2社以上の見積書の写しが必要です。
- ⑧ （法人の場合）直近事業年度分の法人都民税の領収書又は納税証明書の写し
（個人事業主の場合）令和4年度個人住民税の領収書又は納税証明書の写し
（※荒川区外にお住まいの個人事業主は、荒川区個人住民税（事業所課税分）の領収書又は納税証明書の写しが必要です）
- ⑨ ≪特例で申請する場合：生産性向上設備投資補助のみ≫
 - （ア）経営革新計画承認書・申請書の写し
 - （イ）先端設備等導入計画認定書・申請書の写し
 - （ウ）エコアクション21又はISO14000シリーズの認証を受けた書類及び申請書の写し
 - （エ）公社が実施するBCP実践促進助成金の交付決定通知書・申請書の写し

【お問い合わせ先】

住所：〒116-8501 荒川区荒川2-2-3 本庁舎6階
荒川区産業経済部経営支援課経営支援係
TEL: 03-3802-3111 (内線 459) FAX: 03-3803-2333